

ならぬ。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいふ。以下本条において同じ。)は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

会社は、不正な取引方法により、自己と国内において競争関係にある国内の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。

会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれか一の会社の総資産が一億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

第十四条 会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその

発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならぬ。

第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑があると認める場合には、」を「公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。

第十六条中「(外国会社を含む。以下本条において同じ。)」を削る。

第十七条の二第一項中「第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条、第十一条第一項」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、「若しくは社債」を削り、同条第二項中「第十四条第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四条」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を、「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五条若しくは」を削る。

第二十二条第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四条の次に次の三条を加える。

第二十四条の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であ

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

ることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格(その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買って販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

- 一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。
- 二 当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に

構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買受ける場合に
限る。

- 一 国家公務員法
- 二 農業協同組合法
- 三 国家公務員共済組合法(日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。)
- 四 消費生活協同組合法
- 五 水産業協同組合法
- 六 公共企業体等労働関係法
- 七 労働組合法
- 八 中小企業等協同組合法
- 九 地方公務員法
- 十 森林法
- 十一 地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、こ

の限りでない。

第二十四条の三 この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体(以下「生産業者等」という。)が、次項又は第三項の認可を受けてする共同行為(事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。)については、これを適用しない。但し、公正な取引方法を用いるとき、又は事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするときは、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為(設備の更新又は改良を妨げるものを除く。)をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けること

とができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について、第六十六条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分の理由を附してその旨を公表しなければならない。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところによ
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七八六

り、公開による聴聞を行つて決定をし、これを申立人に文書をもつて通知しなければならない。公正取引委員会は、第二項又は第三項の認可をし、又はその申請を却下しようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。第二項又は第三項に掲げる認可については、第六十六条第一項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

第二十四条の四 この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けてする共同行為については、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 需要者の利益を害するおそれがないこと。
- 二 一般消費者及び関連事業者(需要者たる者を除く。)の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。
- 四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第九項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三十五条の四第二号中「不正競争方法」を「不正な取引方法」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 認可、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第四十六条第一項第三号中「所有者」を「所持者」に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第三条、第六条第一項若しくは第二項、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八条第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けたもの」に改め、同条第三項中「事業者」を「第一項の規定による勧告を受けたもの」に、「勧告」を「当該勧告」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七八七

第四十九条中第二項を削る。
第五十条を次のように改める。

第五十条 審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなければならない。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八条第一項に規定する当該違反行為をしているもの(以下「被審人」という。)に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一条中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

第五十一条の三 第四十六条第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第五十二条第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八条第一項」を「第八条の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなくて、審判

の期日に出頭しないときにおいても、審判を行うことができる。

第五十三条の二第一項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三条の三中「事業者」を「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第六条第一項若しくは第二項、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、審決をもつて、被審人に対し、第七条、第八条の二、第十七条の二又は第二十条に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認める場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなくなつていと認める場合には、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八条、第五十九条及び第六十三条中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二条第一項中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第六十五条中「第十一条第五項」を「第十一条第一項若しくは第二項、第二十四条の三第二項若し

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

くは第三項又は第二十四条の四第二項」に改める。

第六十六条第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、」及び「審判手続を経て、」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七条第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三条、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑のある行為をしているものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の仕事の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項の規定により認可を受けたものに対し、第六十六条第一項の規定により第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項に掲げる認可を取り消し、又は変更すべき事由が生じている疑のある場合において、当該認可を受けた行為を一

時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第六十八条第一項を次のように改める。

前条第一項又は第二項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免かれることができる。

第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 書類の送達については、民事訴訟法第六十二条、第六十九条、第七十一条及び第七十七条の規定を準用する。この場合において、「執行吏」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二条第七項の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならぬ。

第七十二条 第二条第七項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十五条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第八十六条中「第六十七条第一項、」を「第六十七条第一項、同条第二項、」に改める。

第八十九条第一項を次のように改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（三五九）

七九二

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものである第九十条中「該当する者」を「該当するもの」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

- 二 第八条第一項第三号又は第四号の規定に違反したものの

第九十条中第三号を削り、第四号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「従わない者」を「従わないもの」に改め、同号を第三号とする。

第九十一条第二号中「又は同条第二項」及び「又は社債」を削り、同条第三号中「若しくは同条第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第四号中「第十三条」の下に「第一項」を加え、同条第五号中「又は同条第三項」及び「又は社債」を削る。

第九十一条の二を次のように改める。

第九十一条の二 左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 二 第八条第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

- 三 第十条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 第十三条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 五 第十四条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

六 第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七 第十五条第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八 第十六条において準用する第十五条第三項の規定に違反して第十六条各号の一に該当する行為をした者

九 第二十四条の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第四十条の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

二 第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による事件関係人又は参考私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（三五九）

七九三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七九四

人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十六条第一項第三号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第五十三条の二において準用する刑事訴訟法第五十四条又は第六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十五条第二項中「第九十一条の二第一号若しくは第三号」を「第九十一条の二第一号、第二号若しくは第五号」に改める。

第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第二号又は第九十条第一号若しくは第二号の違反があつた場合において、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。)に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者

が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の三 裁判所は、十分な理由があるとき、第八十九条第一項第二号又は第九十条の規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定にかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六条第三項中「その告発に係る犯罪について、」の下に「前条第一項又は」を加える。

第九十七条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「違反した者」を「違反したものに改める。

第九十八条中「第六十七条第一項」を「第六十七条第一項又は第二項」に、「違反した者」を「違反したものに改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)は、廃止する。
- 3 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)及び旧事業者団体法の規定を適用する。
- 4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七九五

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（二五九）

七九六

る不正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定による不正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不正な競争方法について新法第二条第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体を加え、「法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）

二 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項

三 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）

四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）

五 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章

六 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

七 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第十二条第一項

八 旧ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基く命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。

一 私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基づいて設立された協同組合その他の団体

イ 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）

ロ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

ハ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

ニ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

二 左に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（二五九）

七九七

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七九八

- イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- ロ 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
- ハ 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)
- ニ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
- ホ 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
- ヘ 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
- ト 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)
- チ 損害保険料率算出団体に関する法律
- リ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)
- ヌ 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
- ル 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
- ヲ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)
- ワ 漁船損害補償法
- カ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
- コ 塩業組合法(昭和二十八年法律第七十号)
- ク 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)
- ケ 開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)

三 左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。

イ 手形法(昭和七年法律第二十号)及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)の規定により指定されている手形交換所

ロ 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一条の規定に基づいて指定された団体

ハ 証券取引法の規定に基づいて設立された証券取引所に所属する決済機関

ニ たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体

四 従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの

8 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二を次のように改める。

第十二条ノ二 削除

第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不公正ナル競争方法」を「不公正ナル取引方法」に改める。

第四百四十四条ノ二を削る。

第四百四十九条中「又ハ第四百四十四条ノ二」を削る。

9 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

七九九

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

八〇〇

第十五条の次に次の一条を加える。

- 第十五条ノ二 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購ヲ買受ケントスル者(以下購需要者ト称ス)ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購ノ売買ニ関スル農業協同組合法第十条第一項第十一号ノ団体協約又ハ購ノ売買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ売買契約ニ付行フ購ニ関スル協定、契約又ハ共同行為(以下協定等ト称ス)左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ購ヲ引下グルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト
 - 二 其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト
- 購需要者ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
- 購需要者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ
- 第四十八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
- 一 第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者
- 第四十九条中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。

10

中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第七項中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

11

外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで(保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体の適用除外)」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで(私的独占禁止法の適用除外)」に改める。

第三十三条の二を削る。

第三十五条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

12

海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

13

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

14

外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「又は事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律(二五九)

八〇一

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

15 農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中第四号及び第五号を削る。

16 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

(私的独占禁止法との関係)

第五十五条 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

17 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条但書中「又は事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削る。

18 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条中「事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の定めるところに従い、」を削る。

19 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「及び第二項」を削る。

20 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百一十一条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

21 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

22 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第十一條第一項」に改め、同項但書中「第四条第一項、第五条、」を削り、「第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第六条第一項若しくは第二項、第十条、第十條、第十一条第一項」に改め、「又は不当な事業能力の較差があること」と認められる場合」及び「第八条第一項、」を削り、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項又は第十一条第一項」に改める。

23 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(二五九)

有畜農家創設特別措置法

（昭和二十八年九月一日
法律第二百六十号）

（目的）

第一条 この法律は、計画的且つ効率的に有畜農家の創設を促進するために、当分の間、これに必要な助成措置を講ずることにより、農業経営の合理化を推進し、その総合生産力の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬及びめん羊をいい、「有畜農家創設事業」とは、農林大臣の定める有畜農家創設基準に従い都道府県が定めた有畜農家創設計画に基き、農業協同組合その他農業者の組織する政令で定める団体（以下「組合等」という。）が家畜を購入し、又は借り受けて、これを農家に導入する事業をいい、「有畜農家創設事業資金」とは、有畜農家創設事業を行うため、組合等が家畜を購入し、又は借り受けるのに要する資金をいう。
（資金の融通のあつ旋）

第三条 政府は、有畜農家創設事業を行う組合等が当該事業を達成するために必要な資金の融通のあつ旋に努めるものとする。

（国庫補助）

第四条 政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し、その有畜農家創設事業資金につき年次別に計算した利子相当額の全部又は一部を補助するときのその補助に要する経費

二 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し当該事業のために貸し付ける家畜を購入するときのその購入代金につき年次別に計算した利子相当額の経費

第五条 前条の規定により政府が都道府県に対して交付することができる補助金の額は、都道府県別、乳牛、役肉用牛、馬及びめん羊別並びに年次別に、農林大臣が定める金額の範囲内で組合等又は都道府県が家畜の購入又は借受に要した資金の百分の七十に相当する金額につき、政令の定めるところにより年五分の割合で計算した金額を限度とする。

第六条 政府は、都道府県が、組合等に有畜農家創設事業資金を融資する農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関又は有畜農家創設事業を行うため農家に家畜の購入若しくは借受に要する資金を融資する組合等（以下「融資機関」という。）と当該融資をするこ

とによつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を結び損失補償を行うときは、当該都道府県に対し、その損失補償に要した金額の二分の一に相当する金額を補助する。

二 前項の損失補償契約は、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額を損失とし、融資機関ごとに、当該融資機関がした融資ごとの融資元本（農家に融資する融資機関にあつては当該融資の総額）のうち当該融資に係る有畜農家創設事業

資金の百分の七十をこえない金額についてその百分の三十に相当する金額をその損失補償の限度とするものに限る。

3 第一項の契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

4 第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、毎年予算でその限度を定め、都道府県ごとの当該補助に係る融資の総額は、予算の限度内で農林大臣が定める。

（政府への納付金）

第七条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第三項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第八条 政府は、都道府県がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき又は当該都道府県と第六条第一項の契約を結んだ融資機関が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年年度において、第六条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、同条第四項の規定にかかわらず、二十二億円を限度とする。

3 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「家畜の改良又は増殖」を「家畜の改良、増殖又は有畜営農の普及」に改める。

第三条第七号中「改良又は」を「改良若しくは」に、「無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者」を「無償貸付を受け、若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者」に改め、同条第八号中「又は飼育管理の委託を受けた者」を「若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者」に改める。

第八条を削る。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律(二六一)

八〇八

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における
自転車競技法の特例に関する法律 (昭和二十八年九月三日
法律第二百六十一号)

昭和二十八年六月及び七月における大水害を被つた政令で指定する地域内にある地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)により開催する自転車競走については、そのうちの一回を限り、当該競争に係る同法第十条第三項に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第十六回国会法律(上・下)審議経過

法 律 名	提 出		衆 議 院		参 議 院		公 布	
	月日	受付	託会	果会	託会	果会	月日	番号
○成 立 憲法関係 皇室経済法の一部を改正する法律 皇室経済法施行法の一部を改正する法律 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律 国会関係	六・二六	六・二六	内閣	可決	内閣	可決	六・二六	四七
	六・二六	六・二六	内閣	可決	内閣	可決	六・三〇	四八
	六・二七	六・二七	水産	修正	水産	可決	八・二五	四六

第十六回国会法律(上・下)審議経過

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律	昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律	公職選挙法の一部を改正する法律	(右に対する回付案)	(右両院協議会成案)	国会職員法等の一部を改正する法律
衆	衆	衆	衆	衆			衆
七・四	七・四	七・四	八・四	七・七	七・三	八・四	八・四
省	省	省	省	省			省
略	略	略	略	略			略
可決 七・四	可決 七・四	可決 七・四	可決 八・四	可決 七・七	不同意 七・三〇	可決 八・四	可決 八・四
七・四	七・四	七・四	八・四	七・七			八・四
議運 七・四	議運 七・四	議運 七・四	議運 八・四	地方 七・七			議運 八・四
可決 七・六	可決 七・六	可決 七・六	可決 八・六	修正 七・元			可決 八・六
可決 七・六	可決 七・六	可決 七・六	可決 八・七	修正 七・元			可決 八・七
七・七	七・八	七・八	八・七	八・七			八・二
五三	五三	五三	一七九	一八〇			一九八

厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	保安庁職員給与法の一部を改正する法律	恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律	人権擁護委員法の一部を改正する法律	大蔵省設置法の一部を改正する法律	青少年問題協議会設置法	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	国立学校設置法の一部を改正する法律	昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律	行政機関職員定員法の一部を改正する法律
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
五・三	五・三	五・三	七・四	六・元	六・六	六・九	六・三	七・三	六・元
内閣 五・三	内閣 五・三	内閣 五・三	法務 七・四	内閣 六・元	内閣 六・六	外務 六・元	文部 六・三	人事 七・三	内閣 六・元
可決 五・六	可決 五・七	可決 五・七	可決 七・九	可決 七・八	可決 七・七	可決 七・四	可決 七・七	可決 七・三	可決 七・二
可決 五・七	可決 五・七	可決 五・七	可決 七・四	可決 七・九	可決 七・八	可決 七・七	可決 七・八	可決 八・三	可決 七・三
五・七	五・七	五・七	六・三	七・九	七・八	七・七	七・八	七・三	七・三
内閣 五・七	人事 五・七	内閣 五・七	法務 六・三	内閣 七・九	内閣 七・八	外務 七・七	文部 七・八	人事 七・三	内閣 七・三
可決 五・八	可決 五・元	可決 五・八	可決 七・二	可決 七・三	可決 七・三	可決 七・六	可決 七・七	可決 七・三	可決 七・元
可決 五・元	可決 五・三〇	可決 五・元	可決 七・四	可決 七・五	可決 七・五	可決 七・三	可決 七・三	可決 七・三	可決 七・元
五・三〇	五・三〇	五・三〇	七・三	七・四	七・五	七・五	七・八	七・三〇	七・三
三六	三七	三八	七一	七二	七五	八四	八八	八九	九五

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律	閣	六・三	七・三	大蔵	可決	七・四	七・四	七・二	八・一	二二
地方税法の一部を改正する法律	閣	六・五	六・五	地方	修正	八・四	八・四	八・七	八・三	二〇三
(右に対する回付案)		八・八								
地方財政法の一部を改正する法律	閣	六・六	七・二	地方	修正	七・六	七・六	七・七	八・四	二〇八
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	閣	六・九	七・九	地方	可決	七・九	七・九	八・七	八・四	二〇九
地方自治法の一部を改正する法律	閣	六・二五	八・二	地方	修正	八・四	八・四	八・七	八・四	二一一
地方自治法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	閣	六・二五	八・二	地方	修正	八・四	八・四	八・七	八・四	二一一
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律	参	八・七	八・七	水害	可決	八・六	八・六	八・七	八・七	二二九
昭和二十八年六月及び七月の大食害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法	衆	七・三	八・三	水害	可決	八・三	八・三	八・七	八・七	二五二

昭和二十八年六月及び七月の大食害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法	衆	七・三	八・三	水害	修正	八・三	八・三	八・七	八・三	二五八
(右に対する回付案)		八・七								
町村合併促進法	参	七・三	八・六	地方	修正	八・七	八・七	八・七	九・一	二六八
(右に対する回付案)		七・三								
昭和二十八年六月及び七月の大食害地域における自転車競技法の特例に関する法律	衆	七・三	八・三	水害	可決	八・三	八・三	八・七	九・三	二六一
司法関係										
少年院法の一部を改正する法律	閣	五・三	五・七	法務	可決	五・七	五・七	五・七	五・三〇	四
航空機抵当法	閣	六・九	七・六	法務	可決	七・六	七・六	七・七	七・二	六
逃亡犯罪人引渡法	閣	六・二四	七・二	法務	修正	七・二	七・二	七・七	七・二	六
司法試験法の一部を改正する法律	閣	六・九	七・八	法務	可決	七・八	七・八	七・七	七・二	八

少年法及び少年院法の一部を改正する法律	刑事訴訟法の一部を改正する法律	(右に対する回付案)		刑事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律	刑法等の一部を改正する法律	警察・消防関係		火薬類取締法の一部を改正する法律	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	消防施設強化促進法	道路交通取締法の一部を改正する法律
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	衆	衆	衆
六・二〇	七・三	七・三〇	七・四	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	七・二一	六・二六	七・一八
法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	地方	地方	地方
可決	修正	再 不 同 意 決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	可決	修正	修正
七・八	七・八	七・三〇	八・三	六・三〇	六・三〇	六・三〇	六・三〇	六・三〇	七・二六	七・二七	七・二九
法務	法務	法務	法務	通産	通産	通産	通産	通産	地方	地方	地方
可決	修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・二五	七・二五	七・二五
七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・二七	七・二七	七・二七
八・六	八・七	八・七	八・八	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・二一	八・二一	八・二一
八・六	八・七	八・七	八・八	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・一〇	八・二一	八・二一	八・二一

国土建設関係

国土調査法の一部を改正する法律	北海道防寒住宅建設等促進法	離島振興法	道路整備費の財源等に関する臨時措置法	土地改良法の一部を改正する法律	土地収用法の一部を改正する法律	建築士法の一部を改正する法律	建設業法の一部を改正する法律	昭和二十八年六月及び七月の大 水害による災害地域内のたい積 土砂の排除に関する特別措置法
閣	衆	衆	衆	閣	閣	衆	閣	参
六・二〇	六・二六	六・二五	六・二〇	七・七	七・一	七・一八	七・六	八・三
経済	建設	経済	建設	農林	建設	建設	建設	水害
可決	修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正
六・二五	七・四	七・二	六・二五	七・二九	七・九	七・三三	七・二二	七・三〇
経済	建設	建設	建設	農林	建設	建設	建設	水害
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・八	七・一〇	七・一五	七・二	八・三	七・三〇	八・三	八・三	八・三
七・八	七・一〇	七・一五	七・二	八・三	七・三〇	八・三	八・三	八・三
七・二四	七・二七	七・三	七・三	八・八	八・二二	八・二四	八・七	八・三
七・二四	七・二七	七・三	七・三	八・八	八・二二	八・二四	八・七	八・三

昭和二十一年度における一般會計の借入金の償還期限の特定期間に関する法律の一部を改正する法律	特別會計の借入金の一部を改正する法律	延期に関する法律	外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律	産業投資特別會計法	印刷局特別會計法等の一部を改正する法律	造幣局特別會計法の一部を改正する法律	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律	漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律	失を補てんする金に充てる法律	からする繰入金に充てる法律	一部を改正する法律	一般會計の歳入の繰入金に充てる法律	ための緊要物資の繰入金に充てる法律	るための緊要物資の繰入金に充てる法律
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
六・一八	六・二七	六・二七	六・二七	六・二六	七・一	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三	六・三三
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・四	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六	七・六
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八	七・八
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別會計の歳出の財源の特例に関する法律	鉄道債券及び電信電話債券に係る債務の保証に関する法律	社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律	關稅定率法等の一部を改正する法律	日本専売公社法の一部を改正する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律	厚生保險特別會計法の一部を改正する法律	國稅徵收法の一部を改正する法律	富裕税法を廃止する法律	相続税法の一部を改正する法律
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
六・二四	六・三三	七・四	六・二七	七・六	七・六	七・六	六・二七	六・二六	六・二〇
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・四	七・三	七・四	七・三	七・六	七・六	七・六	七・三	七・三	七・三
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・四	七・三	七・四	七・三	七・六	七・六	七・六	七・三	七・三	七・三
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・四	七・三	七・四	七・三	七・六	七・六	七・六	七・三	七・三	七・三
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二
一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八

所得税法の一部を改正する法律 (右に対する修正案)	閣	六・二〇	大蔵	六・二〇	修正	八・三	修正	八・三	大蔵	八・三	可決	八・六	可決	八・七	一七三
法人税法の一部を改正する法律 (右に対する修正案)	閣	六・三〇	大蔵	六・三〇	可決	八・三	修正	八・三	大蔵	八・三	可決	八・六	可決	八・七	一七四
資産再評価法の一部を改正する法律 (右に対する修正案)	閣	六・二六	大蔵	六・二六	可決	七・三	可決	七・三	大蔵	七・三	可決	七・三〇	可決	八・七	一七五
租税特別措置法の一部を改正する法律	閣	七・一	大蔵	七・一	修正	八・三	修正	八・三	大蔵	八・三	可決	八・六	可決	八・七	一七六
(右に対する修正案)	衆	八・三	大蔵	七・二七	可決	七・二六	可決	七・二六	大蔵	七・二六	可決	七・三〇	可決	八・七	一七七
昭和二十八年産米穀についての 超過供出奨励金等に対する所得 税の臨時特例に関する法律	閣	七・三	大蔵	七・三	可決	七・二九	可決	七・二九	大蔵	七・二九	可決	七・三〇	可決	八・七	一七七
特別減税国債法	閣	六・二四	大蔵	六・二四	可決	七・二九	可決	七・二九	大蔵	七・二九	可決	七・三〇	可決	八・七	一七八
国有財産法等の一部を改正する 法律	閣	七・二四	大蔵	七・二四	可決	七・二七	可決	七・二七	大蔵	七・二七	修正	七・二四	修正	八・一〇	一九四
財団法人日本遺族会に対する国 有財産の無償貸付に関する法律	閣	七・二	厚生	七・二	可決	七・三	可決	七・三	厚生	七・三	可決	八・八	可決	八・一三	二〇〇

災害被害者に対する租税の減
免徴収猶予等に関する法律の
一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月に
ける水害による被害たばこ耕作
者に対する資金の融通に関する
特別措置法
財団法人労働科学研究所に対す
る国有財産の譲与に関する法律
昭和二十八年六月及び七月の大
水害による被害中小企業者に対
する国有の機械等の譲渡等に関
する特別措置法
日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障条約第三条に基づく
政協定の実施に伴う国有の財産
の管理に関する法律の一部を改
正する法律

教育文化関係

市町村立学校職員給与負担法の
一部を改正する法律

閣	衆	衆	衆	衆	閣
六・二六	七・二	七・三	七・二九	七・三	八・四
文部	大蔵	省	文部	省	大蔵
六・二六	七・四	略	七・二九	略	八・四
可決	修正	略	可決	略	可決
七・九	八・四	略	八・二	略	八・四
可決	修正	可決	可決	可決	可決
七・一四	八・四	可決	八・四	八・三	八・四
七・二四	八・四	八・三	八・四	八・三	八・四
文部	大蔵	水害	文部	水害	大蔵
七・二四	八・四	八・三	八・四	八・三	八・四
可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・二四	八・六	八・七	八・六	八・六	八・六
可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・二七	八・七	八・七	八・七	八・七	八・七
可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・三〇	八・二〇	八・九	八・七	八・五	八・三
九・〇	二四三	二四一	二三四	二三〇	二〇三

農産物検査法の一部を改正する法律	産業労働者住宅資金融通法	昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	保険業法等の一部を改正する法律	輸出信用保険法の一部を改正する法律	中小企業信用保険法の一部を改正する法律	公認会計士法の一部を改正する法律	開拓融資保証法	農業災害補償法の一部を改正する法律
衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣	衆	閣	閣
六・二七	六・二三	六・二三	六・二三	六・二三	七・一	六・三九	七・九	七・三	五・二六
農林	建設	農林	農林	大蔵	通産	通産	大蔵	農林	農林
可決	修正	修正	可決	可決	可決	修正	可決	可決	修正
七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三
七・四	七・四	七・四	七・四	七・四	七・四	七・四	七・四	七・四	七・四
農林	建設	農林	農林	大蔵	通産	通産	大蔵	農林	農林
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・七	七・八	七・四	七・四	七・三	七・五	七・五	七・八	七・一〇	七・一〇
七・八	七・〇	七・五	七・五	七・四	七・七	七・七	七・三	七・三	七・三
七・二五	七・二七	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二	七・二
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

(右に対する回付案)	木材防腐特別措置法	閉鎖機関令の一部を改正する法律	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	相互銀行法の一部を改正する法律	国民金融公庫法の一部を改正する法律	信用金庫法の一部を改正する法律	中小企業金融公庫法	特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律	(右に対する回付案)
衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	衆	衆
七・二七	七・二四	六・三	六・三	六・三	六・三	六・三	六・一八	七・七	七・二九
通産	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	通産	通産	通産
可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	可決
七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五
七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五
通産	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	通産	通産	通産
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	可決
七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六
七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二六
通産	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	通産	通産	通産
修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	可決
七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七
七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七	七・二七
八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

証券投資信託法の一部を改正する法律	証券取引法の一部を改正する法律	商工会議所法	設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律	武器等製造法	漁船損害補償法の一部を改正する法律	昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法	輸出取引法の一部を改正する法律	漁業法の一部を改正する法律	農林漁業組合連合会整備促進法
閣	閣	衆	閣	閣	閣	衆	閣	衆	閣
七・二四	七・二四	七・二三	六・二七	六・二八	六・二七	七・二八	七・三	七・三〇	六・二九
大蔵	大蔵	通産	大蔵	通産	水産	省	通産	水産	農林
可決	可決	可決	可決	可決	修正	略	修正	可決	可決
七・二四	七・二四	七・二三	七・二〇	七・二〇	七・二〇	七・二六	七・二六	七・二六	七・二三
六・三三	六・三三	六・二九	六・二九	七・二二	七・二二	七・二六	七・二六	七・二六	七・二三
大蔵	大蔵	通産	大蔵	通産	水産	水産	水産	水産	農林
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・二四	七・二四	七・二三	七・二四	七・二四	七・二四	七・二六	七・二六	七・二六	七・二三
八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二
一四二	一四二	一四三	一四三	一四四	一四四	一四五	一四五	一四五	一九〇

信用保証協会法	畑地農業改良促進法	昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律	農産物価格安定法	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	労働金庫法	農林水産業施設災害復旧事業費の補助の暫定措置に関する法律	昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法	昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米の売渡の特例に関する法律
閣	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
六・二九	七・二五	七・三二	七・一七	七・三二	七・一七	七・三二	七・三二	七・三二
大蔵	農林	省	農林	省	労働	省	省	省
可決	可決	略	可決	略	可決	略	略	略
八・三	七・二九	八・三	七・三三	八・四	八・四	八・三	八・三	八・三
八・三	七・二九	八・三	七・三三	八・四	八・四	八・三	八・三	八・三
大蔵	農林	水産	農林	水産	労働	水産	水産	水産
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
八・三	八・七	八・七	八・三	八・七	八・七	八・六	八・六	八・六
略	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
八・二〇	八・二二	八・二二	八・二二	八・二二	八・二二	八・二二	八・二二	八・二二
一六六	二〇五	二二二	二二二	二二六	二二七	二二七	二二七	二二七

昭和三十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法	(右に対する回付案)	農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律	農業機械化促進法	久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律	有畜農家創設特別措置法	経済統制関係	国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律	金管理法
衆	衆	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣
七・三	八・七	六・五	六・六	七・三	六・四	七・三	五・三	五・三	六・六
省	略	農林	農林	水産	経済	農林	通産	大蔵	大蔵
可決	同意	可決	修正	可決	修正	可決	可決	可決	可決
八・三	八・七	七・九	七・五	七・五	七・五	七・五	五・七	五・七	六・九
八・三	八・三	七・九	七・五	七・五	七・五	七・五	五・七	五・七	六・九
水害	修正	農林	農林	水産	経済	農林	通産	大蔵	大蔵
修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
八・七	八・七	八・六	八・六	七・七	八・六	八・三	五・三	五・三	六・六
八・九	八・九	八・〇	八・〇	八・七	八・六	九・一	五・三	五・三	七・五
二四三	二四三	二四四	二四四	二五三	二五三	二六〇	四四	四四	六二

運輸関係

木船再保険法	海上運送法の一部を改正する法律	鉄道敷設法等の一部を改正する法律	日本国有鉄道法の一部を改正する法律	臨時船舶建造調整法	臨時船質等改善助成利子補給法	海上衝突予防法	水先法の一部を改正する法律	海事代理士法の一部を改正する法律	日本航空株式会社法
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
六・一六	六・三	七・一	七・一	六・一七	六・二四	七・〇	六・三	七・五	六・三
運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸
可決	修正	可決	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正
六・三〇	七・七	七・四	七・五	七・七	七・七	六・三	七・四	七・三	七・二
六・三〇	七・七	七・四	七・五	七・七	七・七	六・三	七・四	七・三	七・二
運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
七・一〇	七・七	七・四	七・五	七・七	七・七	六・三	七・四	七・三	七・二
七・一〇	七・七	七・四	七・五	七・七	七・七	六・三	七・四	七・三	七・二
七・一七	七・三	七・七	七・七	八・一	八・一	八・一	八・一	八・一	八・一
六五	七四	一四七	一四八	一四九	一四九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

中央機関施設整備促進法案	衆	六・二七								
勤労者住宅建設促進法案	衆	六・三〇	省	略	六・二七	可決	六・二七	六・二九	議運(未了)	
日本国との平和条約の効力の発 生及び日本国とアメリカ合衆国 との間の安全保障条約第三条に 基く行政協定の実施等に伴い 家公務員法等の一部を改正する 案	衆	六・二四	労働	(未了)						
日本国との平和条約の効力の発 生及び日本国とアメリカ合衆国 との間の安全保障条約第三条に 基く行政協定の実施等に伴い 家公務員法等の一部を改正する 案	衆	六・二四	労働	(未了)						
積雪寒冷地帯における麦類 又は菜種の収穫に因る農所得 に対する所得税の臨時特例に 関する法律案	衆	七・三	大蔵	(未了)						
義務教育費国庫負担法の臨時特 例に関する法律案	閣	六・二九	文部	(未了)						

学校給食法案	衆	七・三〇	文部	(未了)						
自給肥料増産特別措置法案	衆	八・一	農林	(未了)						
農業委員会法の一部を改正する 法律案	閣	六・三三	農林	(未了)						
農業協同組合法の一部を改正す る法律案	閣	六・三三	農林	(未了)						
農民組合法案	衆	七・三二	農林	(未了)						
発電設備の復元に関する法律案	衆	八・六	通産	(未了)						
中小企業等協同組合法の一部を 改正する法律案	衆	一〇	通産	(未了)						
産業労働者住宅公社法案	衆	六・二五	建設	(未了)						
日本肥料公社法案	衆	八・四	農林	(未了)						
肥料管理法案	衆	八・一	農林	(未了)						
肥料管理法案	衆	八・三	農林	(未了)						

第十六回国会改廃法令（上・下巻）索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。なお、
頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。

- (一) 全部改正
- (二) 一部改正
- (三) 廃止

(一) 全部改正

經濟統制關係

一、金管理法 (昭和二五、五、一法一二八)……………(法 六二)……………上 六四

(二) 一部改正

憲法關係

一、皇室經濟法 (昭和二二、一、一六法四)……………(法 四七)……………上 三二

一、皇室經濟法施行法 (昭和二二、一〇、二法一一三)……………(法 四八)……………上 三三

国会關係

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 (昭和二二、四、三〇法八〇)……………(法 五三)……………上 四〇

- 一、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律
(昭和二六、三、三一法六八)……………(法 五四)……………上 四一
- 一、議院事務局法 (昭和二二、四、三〇法八三)……………(法一九八)……………下 三二七
- 一、国会職員法 (昭和二二、四、三〇法八五)……………(法一九八)……………下 三二七
- 一、公職選挙法 (昭和二五、四、一五法一〇〇)……………(法一八〇)……………下 二〇〇
- 一、公職選挙法 (昭和二五、四、一五法一〇〇)……………(法二一三)……………下 四六四

行政組織関係

- 一、国家行政組織法 (昭和二三、七、一〇法一二〇)……………(法 三六)……………上 一
- 一、行政機関職員定員法 (昭和二四、五、三一法一二六)……………(法 三六)……………上 一
- 一、行政機関職員定員法 (昭和二四、五、三一法一二六)……………(法 九五)……………上 二三五
- 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二七、七、三一法二五四)……………(法 九五)……………上 二四〇
- 一、総理府設置法 (昭和二四、五、三一法一二七)……………(法 七二)……………上 一三四
- 一、総理府設置法 (昭和二四、五、三一法一二七)……………(法 八三)……………上 一七二
- 一、総理府設置法 (昭和二四、五、三一法一二七)……………(法一五五)……………上 七五一
- 一、総理府設置法 (昭和二四、五、三一法一二七)……………(法二五四)……………下 七三〇

- 一、引揚同胞対策審議会設置法 (昭和二三、八、三法二一一)……………(法二〇一)……………下 三三五
- 一、土地調整委員会設置法 (昭和二五、一二、二〇法二九二)……………(法二五九)……………下 八〇二
- 一、調達庁設置法 (昭和二四、五、三一法一二九)……………(法二四六)……………下 七〇〇
- 一、行政管理庁設置法 (昭和二三、七、一七法七七)……………(法一〇八)……………上 四〇一
- 一、自治庁設置法 (昭和二七、七、三一法二六一)……………(法 九九)……………上 三三六
- 一、保安庁法 (昭和二七、七、三一法二六五)……………(法一〇九)……………上 四〇二
- 一、保安庁法 (昭和二七、七、三一法二六五)……………(法一五一)……………上 七〇〇
- 一、経済審議庁設置法 (昭和二七、七、三一法二六三)……………(法 七二)……………上 一三四
- 一、人権擁護委員法 (昭和二四、五、三一法一三九)……………(法 七一)……………上 一二六
- 一、在外公館の名称及び位置を定める法律 (昭和二七、四、一二法八五)……………(法 八四)……………上 一七三
- 一、日本政府在外事務所設置法 (昭和二五、四、一九法一〇五)……………(法 八四)……………上 一七八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法 六二)……………上 六八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法 六三)……………上 七八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法 七五)……………上 一四二
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法 九一)……………上 二二〇
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法一二二)……………上 四五四
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四)……………(法一二九)……………上 四六六

- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四).....(法一三〇).....上 四六八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四).....(法一三八).....上 五二一
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四).....(法一四一).....上 五四三
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四).....(法一九六).....下 三二五
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四、五、三一法一四四).....(法二二七).....下 五九九
- 一、文部省設置法 (昭和二四、五、三一法一四六).....(法一六七).....上 八八一
- 一、文部省設置法 (昭和二四、五、三一法一四六).....(法一八五).....下 二五四
- 一、文部省設置法 (昭和二四、五、三一法一四六).....(法一八六).....下 二五九
- 一、国立学校設置法 (昭和二四、五、三一法一五〇).....(法一八八).....上 一八四
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法一六二).....上 六八
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法一一〇).....上 四〇三
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法一一四).....上 四二〇
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法一六一).....上 八二五
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法二〇六).....下 三八四
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法二〇七).....下 四〇八

- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法二一四).....下 五〇八
- 一、厚生省設置法 (昭和二四、五、三一法一五一).....(法二四〇).....下 六五四
- 一、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律 (昭和二五、三、三一法四七).....(法二〇六).....下 三八五
- 一、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法 (昭和二五、三、三一法四七).....(法二〇七).....下 四一一
- 一、引揚援護庁設置令 (昭和二三、五、二九政一二四).....(法一六一).....上 八二六
- 一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法九一).....上 二二一
- 一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法一九〇).....下 二九四
- 一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法二〇五).....下 三六七
- 一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法二二五).....下 五五〇
- 一、農林省設置法 (昭和二四、五、三一法一五三).....(法二五二).....下 七二八
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七、七、三一法二七五).....(法五七).....上 五〇
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七、七、三一法二七五).....(法七九).....上 一六一
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七、七、三一法二七五).....(法一四三).....上 六一〇
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七、七、三一法二七五).....(法一四五).....上 六二六
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七、七、三一法二七五).....(法一八八).....下 二八三

- 一、中小企業庁設置法 (昭和二三、七、二法八三).....(法一三八).....上 五二〇
- 一、中小企業庁設置法 (昭和二三、七、二法八三).....(法一四〇).....上 五三三
- 一、中小企業庁設置法 (昭和二三、七、二法八三).....(法一九六).....下 三二五
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法二五九).....下 八〇一
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法六五).....上 九一
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法六六).....上 九九
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法一四九).....上 六六八
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法一五四).....上 七一
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法一六八).....上 八九四
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法一六九).....上 九〇五
- 一、運輸省設置法 (昭和二四、五、三一法一五七).....(法一七〇).....下 四
- 一、運輸省設置法の一部を改正する法律 (昭和二七、七、三一法二七八).....(法一五二).....上 七〇三
- 一、労働省設置法 (昭和二四、五、三一法一六二).....(法二二七).....下 六〇〇
- 一、建設省設置法 (昭和二三、七、八法一一三).....(法六三).....上 七八
- 一、建設省設置法 (昭和二三、七、八法一一三).....(法六四).....上 八五
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五、四、三法九五).....(法一六一).....上 八一八
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五、四、三法九五).....(法二三七).....下 六二八

- 一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和二七、四、二一法九三).....(法八四).....上 一七四
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二四、一一、一二法二五二).....(法一四七).....上 六五三
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二四、一一、一二法二五二).....(法二〇六).....下 三八八
- 一、保安庁職員給与法 (昭和二七、七、三一法二六六).....(法三七).....上 二
- 一、保安庁職員給与法 (昭和二七、七、三一法二六六).....(法一八二).....下 二二八
- 一、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律 (昭和二五、五、四法一四二).....(法三九).....上 三
- 一、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律 (昭和二五、五、四法一四二).....(法一三六).....上 五〇五
- 一、陸軍刑法を廃止する等の政令 (昭和二二、五、一七政五二).....(法一六一).....上 八二五
- 一、国家公務員災害補償法 (昭和二六、六、二法一九一).....(法一六一).....上 八二八
- 一、恩給法 (大正一一、四、一三法四八).....(法一五五).....上 七一三
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二二、四、二五法七七).....(法一五五).....上 七五一
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三一法八七).....(法一五五).....上 七五一
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一法一五五).....(法一五七).....上 七七三
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一法一五五).....(法一八一).....下 二一六
- 一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律 (昭和二七、六、二一〇)

- 法二〇五).....(法 三八).....上 二
- 一、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律
(昭和二八、八、一法一五六).....(法一八二).....下 二三〇
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三、六、三〇法六九).....(法一五八).....上 七八六
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三、六、三〇法六九).....(法一八二).....下 二二八
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三、六、三〇法六九).....(法二〇七).....下 四一〇
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和
二五、一二、一二法二五六).....(法一五八).....上 七八二
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和
二五、一二、一二法二五六).....(法一六〇).....上 八〇一

地方自治関係

- 一、地方自治法 (昭和二三、四、一七法六七).....(法 六四).....上 八五
- 一、地方自治法 (昭和二三、四、一七法六七).....(法一六一).....上 八二七
- 一、地方自治法 (昭和二三、四、一七法六七).....(法二一二).....下 四三七
- 一、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に關
する法律 (昭和二八、八、一五法二一三).....(法二一四).....下 五〇九

- 一、地方財政法 (昭和二三、七、七法一〇九).....(法一八五).....下 二五四
- 一、地方財政法 (昭和二三、七、七法一〇九).....(法二〇七).....下 四一三
- 一、地方財政法 (昭和二三、七、七法一〇九).....(法二〇八).....下 四一四
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法 九一).....上 二二二
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一〇七).....上 四〇〇
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一三八).....上 五二一
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一四三).....上 六〇九
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一六一).....上 八二七
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一六四).....上 八四六
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一八八).....下 二八三
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法一九六).....下 三二四
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二〇二).....下 三三六
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二〇四).....下 三六二
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二〇七).....下 四一三
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二一一).....下 四三七
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二二七).....下 五九八
- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六).....(法二四〇).....下 六五五

- 一、地方税法 (昭和二五、七、三一法二二六)……………(法二四五)……………下 六九七
- 一、地方財政平衡交付金法 (昭和二五、五、三〇法二二一)……………(法二〇九)……………下 四一六
- 一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二七、六、三法一六六)……………(法二〇九)……………下 四二三
- 一、競馬法 (昭和二三、七、一三法一五八)……………(法二一三)……………下 四八七
- 一、小型自動車競走法 (昭和二五、五、二七法二〇八)……………(法二一三)……………下 四九一
- 一、モーターボート競走法 (昭和二六、六、一八法二四二)……………(法二一三)……………下 四九三

司法関係

- 一、判事補の職権の特例等に関する法律 (昭和二三、七、一二法一四六)……………(法一八四)……………下 二四七
- 一、司法試験法 (昭和二四、五、三一法一四〇)……………(法 八五)……………上 一七九
- 一、担保附社債信託法 (明治三八、三、一三法五二)……………(法 六六)……………上 九九
- 一、会社更生法 (昭和二七、六、七法一七二)……………(法一〇二)……………上 三五五
- 一、刑法 (明治四〇、四、二四法四五)……………(法一九五)……………下 三〇三
- 一、経済関係罰則の整備に関する法律 (昭和一九、二、一〇法四)……………(法一五四)……………上 七一二
- 一、経済関係罰則の整備に関する法律 (昭和一九、二、一〇法四)……………(法二二七)……………下 五九九
- 一、刑事訴訟法 (昭和二三、七、一〇法一三一)……………(法一七二)……………下 六

- 一、刑事訴訟法 (昭和二三、七、一〇法一三一)……………(法一九五)……………下 三〇五
- 一、少年法 (昭和二三、七、一五法一六八)……………(法 八六)……………上 一八〇
- 一、刑事補償法 (昭和二五、一、一法一)……………(法 六八)……………上 一二〇
- 一、監獄法 (明治四一、三、二八法二八)……………(法 六八)……………上 一二〇
- 一、犯罪者予防更生法 (昭和二四、五、三一法一四二)……………(法一九五)……………下 三〇六
- 一、更生緊急保護法 (昭和二五、五、二五法二〇三)……………(法一九五)……………下 三〇七
- 一、少年院法 (昭和二三、七、一五法一六九)……………(法 四三)……………上 二七
- 一、少年院法 (昭和二三、七、一五法一六九)……………(法 八六)……………上 一八一

警察・消防関係

- 一、古物営業法 (昭和二四、五、二八法一〇八)……………(法二一三)……………下 四六四
- 一、火薬類取締法 (昭和二五、五、五法一四九)……………(法 五六)……………上 四三
- 一、火薬類取締法 (昭和二五、五、四法一四九)……………(法二一三)……………下 四九〇
- 一、銃砲刀剣類等所持取締令 (昭和二五、一一、二五政三三四)……………(法一四五)……………上 六二七
- 一、道路交通取締法 (昭和二二、一一、八法一三〇)……………(法一九七)……………下 三二五

国土建設関係

- 一、国土調査法 (昭和二六、六、一法一八〇)……………(法 五九)……………上 五三
- 一、土地収用法 (昭和二六、六、九法二一九)……………(法 九八)……………上 三二七
- 一、土地収用法 (昭和二六、六、九法二一九)……………(法 一四)……………上 四二二
- 一、土地収用法 (昭和二六、六、九法二一九)……………(法 一九九)……………下 三二七
- 一、土地改良法 (昭和二四、六、六法一九五)……………(法 一八三)……………下 二三一
- 一、土地改良法 (昭和二四、六、六法一九五)……………(法 一九四)……………下 三〇二
- 一、道路法 (昭和二七、六、一〇法一八〇)……………(法 二一三)……………下 四九六
- 一、河川法 (明治二九、四、八法七一)……………(法 二一三)……………下 四九四
- 一、蓮河法 (大正二、四、九法一六)……………(法 二一三)……………下 四九五
- 一、砂防法 (明治三〇、三、三〇法二九)……………(法 二一三)……………下 四九五
- 一、建築基準法 (昭和二五、五、二四法二〇一)……………(法 一四)……………上 四二二
- 一、建築業法 (昭和二四、五、二四法一〇〇)……………(法 二三)……………下 五三八
- 一、建築士法 (昭和二五、五、二四法二〇二)……………(法 二一〇)……………下 四二三
- 一、住宅組合法 (大正一〇、四、一二法六六)……………(法 二一三)……………下 四九五
- 一、貸家組合法 (昭和一六、三、七法四七)……………(法 二一三)……………下 四九六

財務 関係

- 一、公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和二六、三、三一法九九)……………(法 一三八)……………上 五二一
- 一、外国為替資金特別会計法 (昭和二六、三、三〇法五六)……………(法 二一)……………上 四四七
- 一、電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律 (昭和二五、五、四法一四五)……………(法 二二)……………上 四五六
- 一、造幣局特別会計法 (昭和二五、三、三一法六三)……………(法 二三)……………上 四五六
- 一、造幣局特別会計法 (昭和二五、三、三一法六三)……………(法 二四)……………上 四五九
- 一、印刷局特別会計法 (昭和二三、三、三一法三六)……………(法 二三)……………上 四五七
- 一、厚生保険特別会計法 (昭和一九、二、一五法一〇)……………(法 一六二)……………上 八四〇
- 一、厚生保険特別会計法 (昭和一九、二、一五法一〇)……………(法 二四五)……………下 六九七
- 一、農業共済再保険特別会計法 (昭和一九、二、一五法一一)……………(法 九三)……………上 二三三
- 一、農業共済再保険特別会計法 (昭和一九、二、一五法一一)……………(法 二四四)……………下 六六六
- 一、食糧管理特別会計法 (大正一〇、四、四法三七)……………(法 二五)……………上 四六二
- 一、食糧管理特別会計法 (大正一〇、四、四法三七)……………(法 二五)……………下 五五〇
- 一、国有林野事業特別会計法 (昭和二三、三、三一法三八)……………(法 二三)……………上 四四八
- 一、漁船再保険特別会計法 (昭和一二、三、三一法二四)……………(法 一四六)……………上 六四九

- 一、緊要物資輸入基金特別会計法 (昭和二六、三、三〇法五八).....(法一二七).....上 四六四
- 一、輸出信用保険特別会計法 (昭和二五、三、三一法六八).....(法七九).....上 一六〇
- 一、アルコール専売事業特別会計法 (昭和二二、三、三一法三九).....(法一二三).....上 四五八
- 一、中小企業信用保険特別会計法 (昭和二五、一二、二四法二六五).....(法八〇).....上 一六七
- 一、郵政事業特別会計法 (昭和二四、五、二八法一〇九).....(法一二三).....上 四五八
- 一、郵政事業特別会計法 (昭和二四、五、二八法一〇九).....(法一六二).....上 八四一
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五、三、三一法六二).....(法七九).....上 一六〇
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五、三、三一法六二).....(法七九).....上 一六〇
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五、三、三一法六二).....(法七九).....上 一六〇
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五、三、三一法六二).....(法七九).....上 一六〇
- 一、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律 (昭和二八、一法六二).....(法一八二).....下 二三一

三、三一法二九).....

- 一、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律 (昭和二五、三、六法六).....(法三九).....上 三
- 一、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律 (昭和二五、三、六法六).....(法一二〇).....上 四四六
- 一、予算執行職員等の責任に関する法律 (昭和二五、五、一一法一七二).....(法一三八).....上 五二一
- 一、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (昭和二三、七、一二法一四二).....(法二〇七).....下 四二二
- 一、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律 (昭和二七、六、一〇法一七四).....(法五五).....上 四二
- 一、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和二四、一二、一二法二五六).....(法六〇).....上 六一
- 一、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律 (昭和二四、六、一法一七六).....(法六七).....上 一〇四
- 一、国庫出納金等端数計算法 (昭和二五、三、三一法六一).....(法六〇).....上 六〇
- 一、国庫出納金等端数計算法 (昭和二五、三、三一法六一).....(法一三八).....上 五二一

- 一、国庫出納金等端数計算法 (昭和二五、三、三一法六一).....(法二〇二).....下 三五六
- 一、国庫出納金等端数計算法 (昭和二五、三、三一法六一).....(法二〇七).....下 四一四
- 一、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律(昭和二七、四、二八法九九).....(法 六〇).....上 六一
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法 九一).....上 二二一
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一〇二).....上 三五四
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一三八).....上 五二〇
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一四三).....上 六〇九
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一六四).....上 八四五
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一七三).....下 一八
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一七五).....下 一五八
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法一九六).....下 三二四
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法二〇四).....下 三六二
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法二〇七).....下 四一三
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法二四〇).....下 六五五
- 一、所得税法 (昭和二二、三、三一法二七).....(法二四五).....下 六九七
- 一、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律(昭和二七、一二、

二五法三三〇).....(法 三九).....上 四

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二七、四、二八法一一一).....(法一六四).....上 八四五

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二七、四、二八法一一一).....(法一六五).....上 八七六

- 一、外国船舶の所得税等免除に関する法律 (大正一三、七、一八法六).....(法二〇二).....下 三五五
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法 九一).....上 二二一
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一〇二).....上 三五四
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一〇七).....上 四〇〇
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一三八).....上 五二〇
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一四三).....上 六〇九
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一七四).....下 九五
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一八八).....下 二八三
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法一九六).....下 三二四
- 一、法人税法 (昭和二二、三、三一法二八).....(法二〇四).....下 三六二

- 一、法人税法 (昭和二三、三、三一法二八).....(法二二七).....下 五九七
- 一、法人税法 (昭和二三、三、三一法二八).....(法二四〇).....下 六五五
- 一、法人税法 (昭和二三、三、三一法二八).....(法二四五).....下 六九七
- 一、相続税法 (昭和二三、三、三一法七三).....(法一〇二).....上 三五五
- 一、相続税法 (昭和二三、三、三一法七三).....(法一六四).....上 八四五
- 一、相続税法 (昭和二三、三、三一法七三).....(法一六五).....上 八四七
- 一、資産再評価法 (昭和二三、四、二五法一一〇).....(法一七五).....下 一二〇
- 一、通行税法 (昭和二三、三、二九法四三).....(法一〇五).....上 三六四
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法 六六).....上 九八
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法 九一).....上 二二一
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一〇一).....上 三三八
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一〇七).....上 三九九
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一三八).....上 五二〇
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一四三).....上 六〇九
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一八八).....下 二八二
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法一九六).....下 三二四
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法二〇四).....下 三六二
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法二二六).....下 五五二

- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法二二七).....下 五九七
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法二四〇).....下 六五四
- 一、登録税法 (明治二九、三、二八法二七).....(法二四五).....下 六九六
- 一、揮発油税法 (昭和二四、四、三〇法四四).....(法一〇四).....上 三六二
- 一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和二八、二、二八法七).....(法一三九).....上 五二二
- 一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和二八、二、二八法七).....(法二五九).....下 八〇三
- 一、砂糖消費税法 (明治三四、三、三〇法一三).....(法一〇三).....上 三五五
- 一、物品税法 (昭和一一、三、二九法四〇).....(法 四一).....上 一五
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法 六五).....上 九一
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法 九一).....上 二二一
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法一〇七).....上 三九九
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法一三八).....上 五二〇
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法一八八).....下 二八二
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法一九六).....下 三二四
- 一、印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法二〇四).....下 三六二

- 印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法二二七).....下 五九七
- 印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法二四〇).....下 六五五
- 印紙税法 (明治三二、三、一〇法五四).....(法二四五).....下 六九六
- 一、関稅定率法 (明治四三、四、一五法五四).....(法 三九).....上 三
- 一、関稅定率法 (明治四三、四、一五法五四).....(法一三一).....上 四六八
- 一、関稅定率法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三一法一一〇).....(法 三九).....上 三
- 一、関稅定率法の一部を改正する法律 (昭和二六、三、三一法一一〇).....(法一三一).....上 四七二
- 一、國稅徵收法 (明治三〇、三、二九法二一).....(法 六六).....上 九九
- 一、國稅徵收法 (明治三〇、三、二九法二一).....(法 九八).....上 三二五
- 一、國稅徵收法 (明治三〇、三、二九法二一).....(法一六三).....上 八四一
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法 三九).....上 三
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法一〇三).....上 三六一
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法一五四).....上 七一二
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法一六四).....上 八四五
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法一七五).....下 一五七
- 一、租稅特別措置法 (昭和二一、九、一法一五).....(法一七六).....下 一六〇
- 一、災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律 (昭和二

- 二、一三法一七五).....(法一〇二).....上 三五五
- 一、災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律 (昭和
- 二、一三法一七五).....(法一六四).....上 八四五
- 一、災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律 (昭和二
- 二、一三法一七五).....(法一六五).....上 八七五
- 一、災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律 (昭和
- 二、一三法一七五).....(法一七三).....下 九四
- 一、稅理士法 (昭和二六、六、一五法二三七).....(法二〇三).....下 三五七
- 一、稅理士法 (昭和二六、六、一五法二三七).....(法一六四).....上 八四六
- 一、稅理士法 (昭和二六、六、一五法二三七).....(法一六五).....上 八七六
- 一、納稅貯蓄組合法 (昭和二六、四、一〇法一四五).....(法 八一).....上 一六七
- 一、納稅貯蓄組合法 (昭和二六、四、一〇法一四五).....(法二二七).....下 五九九
- 一、日本專売公社法 (昭和二三、一二、二〇法二五五).....(法一〇七).....上 四〇〇
- 一、日本專売公社法 (昭和二三、一二、二〇法二五五).....(法一三二).....上 四七五
- 一、国有財産法 (昭和二三、六、三〇法七三).....(法一一四).....上 四二一
- 一、国有財産法 (昭和二三、六、三〇法七三).....(法一九四).....下 二九八

- 一、国有財産法 (昭和二三、六、三〇法七三)……………(法二一三)……………下 四六四
- 一、国有財産特別措置法 (昭和二七、六、三〇法二一九)……………(法二九四)……………下 三〇一
- 一、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律 (昭和
二二、四、一二法五三)……………(法一三〇)……………上 四六七
- 一、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律 (昭和二二、一二、二三
法二二九)……………(法二六〇)……………下 八〇七
- 一、資金運用部資金法 (昭和二六、三、三一法一〇〇)……………(法一二二)……………上 四五四
- 一、郵便貯金法 (昭和二二、一一、三〇法一四四)……………(法 六〇)……………上 六一
- 一、郵便振替貯金法 (昭和二三、六、二六法六〇)……………(法 六三)……………上 七八

教育・文化関係

- 一、学校教育法 (昭和二三、三、三一法二六)……………(法一六七)……………上 八七九
- 一、学校教育法 (昭和二二、三、三一法二六)……………(法二一三)……………下 四六四
- 一、私立学校法 (昭和二四、一二、一五法二七〇)……………(法一六七)……………上 八八一
- 一、私立学校法 (昭和二四、一二、一五法二七〇)……………(法二一三)……………下 四六六

- 一、私立学校振興会法 (昭和二七、三、二七法一一)……………(法二四五)……………下 六九七
- 一、教育委員会法 (昭和二三、七、一五法一七〇)……………(法一六七)……………上 八八〇
- 一、教育委員会法 (昭和二三、七、一五法一七〇)……………(法二一一)……………下 四六三
- 一、教育職員免許法 (昭和二四、五、三一法一四七)……………(法 九二)……………上 二二二
- 一、教育職員免許法施行法 (昭和二四、五、三一法一四八)……………(法 九二)……………上 二二〇
- 一、市町村立学校職員給与負担法 (昭和二三、七、一〇法一三五)……………(法 九〇)……………上 一九二
- 一、義務教育費国庫負担法 (昭和二七、八、八法三〇三)……………(法一八六)……………下 二五九
- 一、大日本育英会法 (昭和一九、二、一七法三〇)……………(法二〇四)……………下 三五九
- 一、社会教育法 (昭和二四、六、一〇法二〇七)……………(法二一一)……………下 四三五
- 一、博物館法 (昭和二六、一二、一法二八五)……………(法二一一)……………下 四六六
- 一、文化財保護法 (昭和二五、五、三〇法二一四)……………(法一九四)……………下 三〇一
- 一、文化財保護法 (昭和二五、五、三〇法二一四)……………(法二一三)……………下 四六六

産業関係

- 一、日本製鉄株式会社法廃止法 (昭和二五、八、五法二四〇)……………(法一二二)……………上 四五六
- 一、閉鎖機関令 (昭和二二、三、一〇勅七四)……………(法一三三)……………上 四八一

- 一、閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令 (昭和二三、八、二六政二六四)……………(法一三三)……………上 四九三
- 一、閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令 (昭和二五、一二、一九政三五六)……………(法一三三)……………上 四九五
- 一、特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令 (昭和二五、一二、二六政三六九)……………(法一三三)……………上 四九三
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二三、四、一四法五四)……………(法二五九)……………下 七七四
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和二二、一一、二〇法一三八)……………(法 九八)……………上 三二六
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和二二、一一、二〇法一三八)……………(法一四六)……………上 六五〇
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和二二、一一、二〇法一三八)……………(法二五九)……………下 七九六
- 一、事業者団体法 (昭和二三、七、二九法一九一)……………(法 九一)……………上 二二一
- 一、事業者団体法 (昭和二三、七、二九法一九一)……………(法一九六)……………下 三二四
- 一、事業者団体法 (昭和二三、七、二九法一九一)……………(法二二七)……………下 五九八

- 一、農地法 (昭和二七、七、一五法二二九)……………(法一九四)……………下 三〇二
- 一、農地法 (昭和二七、七、一五法二二九)……………(法二一三)……………下 四九〇
- 一、農山漁村電気導入促進法 (昭和二七、一二、二九法三五八)……………(法 七二)……………上 一三四
- 一、農産物検査法 (昭和二六、四、一〇法一四四)……………(法 六一)……………上 六二
- 一、農林物資規格法 (昭和二五、五、一一法一七五)……………(法二五九)……………下 八〇二
- 一、農業災害補償法 (昭和二二、一二、一五法一八五)……………(法 九三)……………上 二三〇
- 一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和二五、五、一〇法一六九)……………(法二三三)……………下 六一〇
- 一、農林漁業組合再建整備法 (昭和二六、四、七法一四〇)……………(法一九〇)……………下 二九四
- 一、農業倉庫業法 (大正六、七、二一法一五)……………(法二一三)……………下 四八四
- 一、家畜伝染病予防法 (昭和二六、五、三一法一六六)……………(法二一四)……………上 四二一
- 一、家畜伝染病予防法 (昭和二六、五、三一法一六六)……………(法二一三)……………下 四八九
- 一、家畜商法 (昭和二四、六、一〇法二〇八)……………(法二一三)……………下 四八八
- 一、獣医師法 (昭和二四、六、一法一八六)……………(法二一三)……………下 四八八
- 一、装蹄師法 (昭和一五、四、二法八九)……………(法二一三)……………下 四八六
- 一、蚕糸業法 (昭和二〇、一二、二二法五七)……………(法二一三)……………下 四八六

- 一、蚕糸業法 (昭和二〇、一二、二二法五七)……………(法二五九)……………下 七九九
- 一、林業種苗法 (昭和一四、三、一八法一六)……………(法二一三)……………下 四八六
- 一、森林火災国営保險法 (昭和一二、三、三一法二五)……………(法二一三)……………下 四八五
- 一、狩猟法 (大正七、四、四法三二)……………(法二一三)……………下 四八五
- 一、漁業法 (昭和二四、一二、一五法二六七)……………(法一八九)……………下 二八四
- 一、漁業法 (昭和二四、一二、一五法二六七)……………(法二一三)……………下 四八八
- 一、漁業法 (昭和二四、一二、一五法二六七)……………(法二一三)……………下 四八九
- 一、水産資源保護法 (昭和二六、一二、一七法三一一)……………(法二一三)……………下 四八八
- 一、水産業協同組合法 (昭和二三、一二、一五法二四二)……………(法二一三)……………下 四八八
- 一、漁船法 (昭和二五、五、一三法一七八)……………(法一四九)……………上 六六九
- 一、漁船法 (昭和二五、五、一三法一七八)……………(法二一三)……………下 四八九
- 一、漁船損害補償法 (昭和二七、三、三一法二八)……………(法一四六)……………上 六二九
- 一、漁船乗組員給与保險法 (昭和二七、六、二五法二二二)……………(法一四六)……………上 六五〇
- 一、飲業法 (昭和二五、一二、二〇法二八九)……………(法 五七)……………上 四六
- 一、飲業法 (昭和二五、一二、二〇法二八九)……………(法二〇二)……………下 三五五
- 一、飲業法施行法 (昭和二五、一二、二〇法二九〇)……………(法 五七)……………上 五〇
- 一、証券取引法 (昭和二三、四、一三法二五)……………(法一四二)……………上 五四三
- 一、保險業法 (昭和一九、三、二九法四一)……………(法 七八)……………上 一五一

- 一、保險業法 (昭和一九、三、二九法四一)……………(法二五九)……………下 七九九
- 一、外国保險事業者に関する法律 (昭和二四、六、一法一八四)……………(法 七八)……………上 一五二
- 一、外国保險事業者に関する法律 (昭和二四、六、一法一八四)……………(法二五九)……………下 八〇一
- 一、特定中小企業の安定に関する臨時措置法 (昭和二七、八、一法二九四)……………(法一四〇)……………上 五二三
- 一、中小企業信用保險法 (昭和二五、一二、一四法二六四)……………(法 八〇)……………上 一六二
- 一、中小企業信用保險法 (昭和二五、一二、一四法二六四)……………(法一〇七)……………上 四〇一
- 一、中小企業信用保險法 (昭和二五、一二、一四法二六四)……………(法一九六)……………下 三二五
- 一、日本輸出入銀行法 (昭和二五、一二、一五法二六八)……………(法一二二)……………上 四五四
- 一、日本輸出入銀行法 (昭和二五、一二、一五法二六八)……………(法一三四)……………上 四九五
- 一、日本開發銀行法 (昭和二六、三、三一法一〇八)……………(法 五一)……………上 三八
- 一、日本開發銀行法 (昭和二六、三、三一法一〇八)……………(法一二二)……………上 四五五
- 一、相互銀行法 (昭和二六、六、五法一九九)……………(法一三五)……………上 五〇二
- 一、臨時金利調整法 (昭和二二、一二、一三法一八一)……………(法二二七)……………下 五九八
- 一、国民金融公庫法 (昭和二四、五、二法四九)……………(法一三六)……………上 五〇三
- 一、国民金融公庫法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一法一三六)……………(法一八二)……………下 二三一
- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五、五、六法一五六)……………(法 六三)……………上 七六

- 一、農林漁業金融公庫法 (昭和二七、一二、二九法三五五)……………(法 七〇)……………上 一二六
- 一、農林漁業金融公庫法 (昭和二七、一二、二九法三五五)……………(法 一二二)……………上 四五六
- 一、農林漁業金融公庫法 (昭和二七、一二、二九法三五五)……………(法 二二六)……………下 五五一
- 一、信用金庫法 (昭和二六、六、一五法二三八)……………(法 一三七)……………上 五〇六
- 一、中小企業金融公庫法 (昭和二八、八、一法一三八)……………(法 一三九)……………上 五二二
- 一、農林中央金庫法 (大正一二、四、六法四二)……………(法 九一)……………上 二二一
- 一、農林中央金庫法 (大正一二、四、六法四二)……………(法 一〇七)……………上 三九九
- 一、農工組合中央金庫法 (昭和一一、五、二七法一四)……………(法 一〇七)……………上 四〇〇
- 一、証券投資信託法 (昭和二六、六、四法一九八)……………(法 一四一)……………上 五三三
- 一、証券投資信託法 (昭和二六、六、四法一九八)……………(法 二五九)……………下 八〇二
- 一、国民貯蓄組合法 (昭和一六、三、一三法六四)……………(法 二二七)……………下 五九八
- 一、割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二三、七、一二法一四三)……………(法 一七六)……………下 一八七
- 一、割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二三、七、一二法一四三)……………(法 二二七)……………下 五九九
- 一、外国為替及び外国貿易管理法 (昭和二四、一二、一法二二八)……………(法 二五九)……………下 八〇一
- 一、輸出取引法 (昭和二七、八、五法二九九)……………(法 一八八)……………下 二六六
- 一、輸出信用保険法 (昭和二五、三、三一法六七)……………(法 七九)……………上 一五三
- 一、設備輸出為替損失補償法 (昭和二七、五、三一法一六一)……………(法 七九)……………上 一六一

- 一、設備輸出為替損失補償法 (昭和二七、五、三一法一六一)……………(法 一四四)……………上 六一一
- 一、外資に関する法律 (昭和二五、五、一〇法一六三)……………(法 二五九)……………下 八〇一
- 一、計量法 (昭和二六、六、七法二〇七)……………(法 二一三)……………下 四九一
- 一、公認会計士法 (昭和二三、七、六法一〇三)……………(法 八二)……………上 一六八

經濟統制關係

- 一、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律 (昭和二七、三、三一法二三)……………(法 四四)……………上 二八
- 一、食糧緊急措置令 (昭和二一、二、一七勅八六)……………(法 二一三)……………下 四八七
- 一、金管理法 (昭和二五、五、一法一二八)……………(法 三九)……………上 三

運輸關係

- 一、日本国有鉄道法 (昭和二三、一二、二〇法二五六)……………(法 一四八)……………上 六五三
- 一、鉄道敷設法 (大正一一、四、一一法三七)……………(法 一四七)……………上 六五一
- 一、地方鉄道法 (大正八、四、一〇法五二)……………(法 一六九)……………上 九〇五
- 一、帝都高速度交通営団法 (昭和一六、三、七法五一)……………(法 一二二)……………上 四五六
- 一、軌道法 (大正一〇、四、一四法七六)……………(法 一六九)……………上 九〇五

- 一、軌道法 (大正一〇、四、一四法七六)……………(法二一三)……………下 四九二
- 一、道路運送法 (昭和二六、六、一法一八三)……………(法一六八)……………上 八八二
- 一、道路運送車両法 (昭和二六、六、一法一八五)……………(法二一三)……………下 四九三
- 一、道路運送車両法 (昭和二六、六、一法一八五)……………(法二五九)……………下 八〇二
- 一、船舶安全法 (昭和八、三、一五法一一)……………(法七四)……………上 一四一
- 一、船舶安全法 (昭和八、三、一五法一一)……………(法一五一)……………上 七〇〇
- 一、外航船舶建造融資利子補給法 (昭和二八、一、五法一)……………(法二一五)……………下 五一〇
- 一、臨時船質等改善助成利子補給法 (昭和二八、八、一法一五〇)……………(法二一五)……………下 五二〇
- 一、船員法 (昭和二二、九、一法一〇〇)……………(法二一三)……………下 四九三
- 一、船員法 (昭和二二、九、一法一〇〇)……………(法二三六)……………下 六二七
- 一、船舶職員法 (昭和二六、四、一六法一四九)……………(法七四)……………上 一四一
- 一、海上運送法 (昭和二四、六、一法一八七)……………(法七四)……………上 一三八
- 一、海上運送法 (昭和二四、六、一法一八七)……………(法二五五)……………下 七四〇
- 一、海上運送法 (昭和二四、六、一法一八七)……………(法二五九)……………下 八〇一
- 一、木船運送法 (昭和二七、五、二七法一五一)……………(法二五五)……………下 七四〇
- 一、船主相互保險組合法 (昭和二五、五、一一法一七七)……………(法六五)……………上 九二

- 一、船主相互保險組合法 (昭和二五、五、一一法一七七)……………(法二五九)……………下 八〇二
- 一、港灣法 (昭和二五、五、三一法二一八)……………(法一九四)……………下 三〇二
- 一、港則法 (昭和二三、七、一五法一七四)……………(法一五一)……………上 六九九
- 一、港灣運送事業法 (昭和二六、五、二九法一六一)……………(法二五五)……………下 七三〇
- 一、水難救護法 (明治三二、三、二九法九五)……………(法二一三)……………下 四九二
- 一、水先法 (昭和二四、五、三〇法一一二)……………(法一五二)……………上 七〇一
- 一、海事代理士法 (昭和二六、三、二三法三二)……………(法一五三)……………上 七〇三
- 一、航空法 (昭和二七、七、一五法二三一)……………(法六六)……………上 一〇〇
- 一、航空法 (昭和二七、七、一五法二三一)……………(法一五一)……………上 七〇〇
- 一、航空法 (昭和二七、七、一五法二三一)……………(法二五九)……………下 八〇二
- 一、通訳案内業法 (昭和二四、六、一五法二一〇)……………(法二一三)……………下 四九三

通信関係

- 一、郵便法 (昭和二二、一二、一二法一六五)……………(法五〇)……………上 三五
- 一、郵便物運送委託法 (昭和二四、一二、二六法二八四)……………(法九四)……………上 二三四
- 一、日本電信電話公社法 (昭和二七、七、三一法二五〇)……………(法一二九)……………上 四六六

- 一、有線電気通信法 (昭和二八、七、三一法九六).....(法一六六).....上 八七八
- 一、公衆電気通信法 (昭和二八、七、三一法九七).....(法一六六).....上 八七九
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律 (昭和二七、四、二八法一〇七).....(法 九八).....上 三三三
- 一、電話設備負担臨時措置法 (昭和二六、六、九法二二五).....(法 九八).....上 三二八
- 一、電波法 (昭和二五、五、二法一三一).....(法 九八).....上 三二六

労働関係

- 一、失業保険法 (昭和二二、一二、一法一四六).....(法二一三).....下 四九四

厚生関係

- 一、保健所法 (昭和二二、九、五法一〇一).....(法二一三).....下 四七〇
- 一、栄養士法 (昭和二二、一二、二九法二四五).....(法二一三).....下 四七四
- 一、国立公園法 (昭和六、四、一法三六).....(法二一三).....下 四六九
- 一、結核予防法 (昭和二六、三、三一法九六).....(法一六一).....上 八二六
- 一、結核予防法 (昭和二六、三、三一法九六).....(法二〇七).....下 四一一

- 一、癩予防法 (明治四〇、三、一九法一一).....(法二一三).....下 四六八
- 一、狂犬病予防法 (昭和二五、八、二六法二四七).....(法二一三).....下 四八二
- 一、伝染病予防法 (明治三〇、四、一法三六).....(法二一三).....下 四六七
- 一、伝染病届出規則 (昭和二二、三、五厚令五).....(法二一四).....下 五〇八
- 一、予防接種法 (昭和二三、六、三〇法六八).....(法二一三).....下 四七四
- 一、性病予防法 (昭和二三、七、一五法一六七).....(法二一三).....下 四七六
- 一、優生保護法 (昭和二三、七、一三法一五六).....(法二一三).....下 四七五
- 一、精神衛生法 (昭和二五、五、一法一二三).....(法二一三).....下 四八〇
- 一、理容師美容師法 (昭和二二、一二、二四法二三四).....(法 四九).....上 三四
- 一、理容師美容師法 (昭和二二、一二、二四法二三四).....(法二一三).....下 四七三
- 一、クリーニング業法 (昭和二五、五、二七法二〇七).....(法二一三).....下 四八二
- 一、水道条例 (明治二三、二、一三法九).....(法二一三).....下 四六六
- 一、下水道法 (明治三三、三、七法三二).....(法二一三).....下 四六八
- 一、食品衛生法 (昭和二二、一二、二四法二三三).....(法二一三).....上 四〇九
- 一、食品衛生法 (昭和二二、一二、二四法二三三).....(法二一三).....下 四七二
- 一、獣処理場等に関する法律 (昭和二三、七、一二法一四〇).....(法一一四).....上 四二一
- 一、医師法 (昭和二三、七、三〇法二〇一).....(法二一三).....下 四七八

- 一、診療エツクス線技師法 (昭和二六、六、一一法二二六).....(法二一三).....下 四八四
- 一、歯科医師法 (昭和二三、七、三〇法二〇二).....(法一九三).....下 二九七
- 一、歯科医師法 (昭和二三、七、三〇法二〇二).....(法二一三).....下 四七八
- 一、歯科衛生士法 (昭和二三、七、三〇法二〇四).....(法二一三).....下 四七九
- 一、保健婦助産婦看護婦法 (昭和二三、七、三〇法二〇三).....(法二一三).....下 四七八
- 一、医療法 (昭和二三、七、三〇法二〇五).....(法一九一).....下 二九五
- 一、医療法 (昭和二三、七、三〇法二〇五).....(法二一三).....下 四七九
- 一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法 (昭和二三、一一、二〇法二一七).....(法二一三).....下 四七二
- 一、死体解剖保存法 (昭和二四、六、一〇法二〇四).....(法二一三).....下 四八〇
- 一、薬事法 (昭和二三、七、二九法一九七).....(法二一三).....下 四七六
- 一、毒物及び劇物取締法 (昭和二五、一二、二八法三〇三).....(法二一三).....下 四八三
- 一、社会福祉事業法 (昭和二六、三、二九法四五).....(法二一三).....下 四八三
- 一、社会福祉事業法 (昭和二六、三、二九法四五).....(法二四〇).....下 六五五
- 一、日本赤十字社法 (昭和二七、八、一四法三〇五).....(法二四〇).....下 六五五
- 一、民生委員法 (昭和二三、七、二九法一九八).....(法二一五).....上 四二二
- 一、民生委員法 (昭和二三、七、二九法一九八).....(法二一三).....下 四七七

- 一、生活保護法 (昭和二五、五、四法一四四).....(法二一五).....上 四二五
- 一、生活保護法 (昭和二五、五、四法一四四).....(法二一三).....下 四八二
- 一、災害救助法 (昭和二三、一〇、一八法一一八).....(法一六六).....上 八七七
- 一、身体障害者福祉法 (昭和二四、一二、二六法二八三).....(法二一三).....下 四八〇
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治三二、三、二八法九三).....(法二一三).....下 四六八
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七、四、三〇法一二七).....(法一六一).....上 八二八
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七、四、三〇法一二七).....(法一八一).....下 二〇三
- 一、児童福祉法 (昭和二三、一一、一二法一六四).....(法二一三).....下 四七一
- 一、消費生活協同組合法 (昭和二三、七、三〇法二〇〇).....(法二一三).....下 四七八
- 一、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二三、七、一〇法一二九).....(法一六一).....上 八二七
- 一、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二三、七、一〇法一二九).....(法二〇七).....下 四一二
- 一、健康保険法 (大正一一、四、二二法七〇).....(法一一六).....上 四二六
- 一、健康保険法 (大正一一、四、二二法七〇).....(法二〇六).....下 三八六
- 一、健康保険法 (大正一一、四、二二法七〇).....(法二〇七).....下 四〇九
- 一、健康保険法 (大正一一、四、二二法七〇).....(法二一三).....下 四六八
- 一、健康保険法 (大正一一、四、二二法七〇).....(法二四五).....下 六九六
- 一、日雇労働者健康保険法 (昭和二八、八、一四法二〇七).....(法二四五).....下 六九六

- 一、国民健康保険法 (昭和一三、四、一法六〇).....(法二〇七).....下 四一〇
- 一、国民健康保険再建整備資金貸付法 (昭和二七、五、二〇法一四四).....(法一一八).....上 四三七
- 一、厚生年金保険法 (昭和一六、三、一一法六〇).....(法一一七).....上 四三二
- 一、厚生年金保険法 (昭和一六、三、一一法六〇).....(法二〇六).....下 三八七
- 一、厚生年金保険法 (昭和一六、三、一一法六〇).....(法二一三).....下 四七〇
- 一、船員保険法 (昭和一四、四、六法七三).....(法一一九).....上 四四六
- 一、船員保険法 (昭和一四、四、六法七三).....(法二〇六).....下 三八六
- 一、船員保険法 (昭和一四、四、六法七三).....(法二〇七).....下 四一〇
- 一、船員保険法 (昭和一四、四、六法七三).....(法二一三).....下 四六九

涉外関係

- 一、外国人登録法 (昭和二七、四、二八法一二五).....(法 四二).....上 二七
- 一、出入国管理令 (昭和二六、一〇、四政三一九).....(法二一四).....下 五〇八
- 一、連合国財産の返還等に関する政令 (昭和二六、一、二二政六).....(法一七五).....下 一五九
- 一、連合国財産の返還等に関する政令 (昭和二六、一、二二政六).....(法二五九).....下 八〇三
- 一、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令 (昭和二四、八、一政二九二).....(法二五九).....下 八〇三

- 一、海底電信線保護万国連合条約罰則 (大正五、三、七法二〇).....(法 九八).....上 三二六

(三) 廃止

行政組織関係

- 一、在外公館増置令 (昭和二八、三、二四政三六).....(法 八四).....上 一七八
- 一、日本政府在外事務所増置令 (昭和二七、八、二五政三六一).....(法 八四).....上 一七八
- 一、領事官の職務に関する法律 (明治三二、三、二〇法七〇).....(法二三六).....下 六二七
- 一、未復員者給与法 (昭和二二、一二、一五法一八二).....(法一六一).....上 八一七
- 一、恩給法の特例に関する件 (昭和二二、二、一勅六八).....(法一五五).....上 七二三
- 一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律 (昭和二七、六、二〇法二〇五).....(法一五五).....上 七二三

司法関係

- 一、補助貨幣損傷等取締法臨時特例 (昭和二七、五、二法一三二).....(法 六〇).....上 五九
- 一、逃亡犯罪人引渡条例 (明治二〇、八、一〇勅四二).....(法 六八).....上 一一九

警察・消防関係

- 一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭和二七・一二・二六法三三三).....(法 七六).....上 一四六

財務関係

- 一、米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二四、四、三〇法四〇).....(法一二二).....上 四五三
- 一、富裕税法(昭和二五、五、一一法一七四).....(法一六四).....上 八四四
- 一、鉄の輸入税免除に関する法律(昭和一六、五、三一法八七).....(法一三一).....上 四七四
- 一、小額紙幣整理法(昭和二三、五、一三法四二).....(法 六〇).....上 五九

産業関係

- 一、事業者団体法(昭和二三、七、二九法一九一).....(法二五九).....下 七九五
- 一、商工会議所法(昭和二五、五、三一法二一五).....(法一四三).....上 六〇六
- 一、輸出補償法(昭和五、五、一七法六).....(法 七九).....上 一六〇

運輸関係

- 一、地方鉄道補助法(明治四四、三、二三法一七).....(法一六九).....上 九〇四
- 一、北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律(大正九、八、七法五六).....(法一六九).....上 九〇四
- 一、木船保険法(昭和一八、三、九法三九).....(法 六五).....上 九一
- 一、臨時船舶管理法(昭和一二、九、一〇法九三).....(法一四九).....上 六六八
- 一、海上衝突予防法(明治二五、六、二三法五).....(法一五一).....上 六九九

通信関係

- 一、電信法(明治三三、三、一四法五九).....(法 九八).....上 三一六
- 一、電信線電話線建設条例(明治二三、八、七法五八).....(法 九八).....上 三一六
- 一、電信電話料金法(昭和二三、七、六法一〇五).....(法 九八).....上 三一六

厚生関係

- 一、癩予防法(明治四〇、三、一九法一一).....(法二一四).....下 五〇八
- 一、屠場法(明治三九、四、一一法三二).....(法一一四).....上 四二〇
- 一、特別未帰還者給与法(昭和二三、一二、二九法二七九).....(法一六一).....上 八一七



